

平成31年度 事業計画書

社会福祉法人 足利市社会福祉協議会

I 基本方針

本会は、社会福祉法第109条に規定する「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調査及び助成」などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体であることから、地域福祉を推進する中核的な団体として、「共に生き、共に支え合う福祉のまちづくり」をめざしています。

また、本年度も厳しい財政状況の中、効率的な事業運営に努めるとともに、第3次足利市地域福祉活動計画（平成29年度から平成33年度）の実践3年目にあたり、市及び22地区社会福祉協議会、関係する機関・団体との協働により、地域福祉の基本目標である「地域住民等による支え合い」のさらなる強化に向けて、事業に取り組みます。

II 事業実施計画

1 地域福祉活動計画の具現化の取り組み

第3次足利市地域福祉活動計画（平成29年度から平成33年度）実施の実践3年目にあたり、市民や関係団体等の協力を得ながら、より多くの市民の参加を促すことで、足利市の地域福祉活動がさらに活発になることを目指します。

また、足利市の地域福祉課題を把握したうえで、その対処策として様々な事業を提案するとともに、各関係機関・団体間の連携やネットワーク化を促進します。

(1) 基本目標1：「皆が参加し支え合う福祉の風土をつくる」

① 福祉教育の充実

福祉への理解は、子どもからの学習や体験が必要であることから、学校や当事者団体等との十分な連携を図り、福祉教育や体験学習の充実に努めます。

- ・福祉教育、体験学習への支援
(車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、手話・点字教室等)
- ・「福祉に関する標語」を福祉への理解とPRに活用
- ・「マスコットキャラクター」を福祉への理解とPRに活用
- ・第39回「足利市ふれあいのつどい」の開催

② 住民に対する福祉への理解の促進

地域住民に対し福祉研修会や懇談会を開催することで、福祉への理解を促進します。また、出前福祉講座のメニューを増やす等、内容の充実に努めます。

- ・赤い羽根シネマの開催

- ・出前福祉講座の実施

③ 障がい児者との交流の促進

地域住民の障がい児者やその家族に対する理解の促進を図ります。また、ノーマライゼーション社会の実現に向け、障がい児者と地域住民との交流を促進します。

- ・障がい児者とのレクリエーション及び軽スポーツ交流会の開催
- ・障がい児者ふれあいサロンの開催(通称 お陽さまカフェ)
- ・地域における障がい者理解のための研修会等の実施
- ・ニュースポーツ器具の貸出

(2) 基本目標2：「住民の身近なところで様々な地域福祉活動を推進する」

① 見守り活動の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が元気で安心して生活できるよう、地区社会福祉協議会が行っている声かけ、訪問等での見守り活動の充実に努めます。また、その担い手となる福祉協力員の設置に努めます。

- ・「見守り活動の手引き」の活用
- ・ふれあい・いきいきサロンの継続と普及
- ・ふれあい・いきいきサロン活動サポート研修会（市内4か所）
《新規事業》
- ・高齢者等の救急時安心事業の実施
（安心キットの配布、安心カードの内容確認の呼びかけ）
- ・福祉研修会の開催

② 健康づくり・介護（予防）事業の推進

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、介護予防講座等の健康づくりや介護（予防）事業の充実に努めます。

- ・健康づくり、介護予防事業の企画実施
- ・リフト付き福祉車両の貸出
- ・特殊寝台及び車いすの貸出

③ 子育て支援の充実

子育てサロンは、子育ての当事者が地域の皆さんと様々な活動をとおして、子育てに関する悩みや楽しみを分かち合いながら仲間を作り、互いに支え合うことを目的としています。

地域で子育てを支援していく体制づくりと継続的な支援に努めます。

- ・ふれあい子育てサロンのPR及び支援

④ 小地域福祉活動の充実

地域の様々な課題に対応する福祉活動に地域住民が進んで参加できるよう、地区社会福祉協議会と連携を図りながら、自治会を単位とした小地域福祉活動の充実に努めます。

- ・地域福祉活動者保険（全国社会福祉協議会ボランティア活動保険）の加入
- ・支部設置の推進
- ・支部活動等の事例紹介
- ・社協だより、ホームページによる地区社会福祉協議会活動の紹介
- ・地区社会福祉協議会長連絡協議会への支援及び情報提供
- ・地域福祉活動者懇談会の開催
- ・福祉協力員設置の推進
- ・福祉協力員養成講座及びスキルアップ研修の開催
- ・足利市地区社会福祉協議会長連絡協議会との共催による「地域福祉講演会」の開催

(3) 基本目標3：「福祉活動の担い手を支援する」

① ボランティアの人材育成及び推進

多くの市民の参加を促すため、ボランティア活動に関する講座等を充実するなど、ボランティア活動者の人材育成を行いボランティア活動の推進に努めます。

- ・ボランティア相談の実施
- ・ボランティア養成講座等の開催
- ・小学生の親子ボランティアスクールの実施
- ・中学生、高校生のボランティアスクールの実施

② ボランティア・NPOに対する支援

ボランティアやNPOの自立した活動を支えるため「市民活動助成金交付要領」に基づく支援のほか、他機関等が実施する助成金情報の提供とともに、ボランティア活動等を継続するための相談体制の充実・強化を図ります。

- ・足利市ボランティア協会との共催による第36回「アフリカ救援節食ディナー」の開催
- ・市民活動助成事業の実施

- ・ボランティア活動のための助成金等の情報提供
- ・ボランティア活動に関する情報提供体制の充実と相談機能の強化

③ 各種団体が取り組む福祉活動の支援

地域福祉活動を行う企業、PTA、当事者団体、サークル等の各種団体に対し、福祉活動に関する講座の情報提供を行うとともに、各種団体が実施する研修会等の支援を行います。

- ・出前福祉講座の実施

④ 相談援助実習に伴う実習生の受入れ

- ・社会福祉士を目指す学生の実習受入れ、指導

(4) 基本目標4：「安心して暮らせる地域づくりを進める」

① 災害ボランティアの育成と支援

災害発生時に、いち早く災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動が出来る体制づくりに努めます。また、災害時の身近な地域での活動を支援するため、災害ボランティアの育成に努めます。

- ・市民を対象とした災害ボランティア講座の開催
- ・社協職員を対象とした災害ボランティアセンター設置運営訓練の開催
- ・災害ボランティアセンター開設、設置にかかわる関係機関・団体等との情報交換会の実施
- ・被災地の災害ボランティアセンター運営支援のための職員の派遣

② 日常生活自立支援事業の活用促進及び成年後見制度の普及啓発

判断能力が十分でない方に対して、書類の管理や日常生活の金銭管理などの支援を行うとともに、活用の促進を図ります。

また、判断能力の低下により、成年後見制度利用を必要とする高齢者、障がい者の増加が予想されることから、成年後見制度の普及啓発に努めます。

- ・日常生活自立支援事業の普及啓発及び生活支援員研修会等の開催
- ・成年後見制度の理解と普及のためのリーフレットの配布や研修会の開催
- ・法人後見事業の試行的実施

③ 生活困窮者自立支援制度の取り組み

足利市、足利公共職業安定所（ハローワーク足利）など関係機関と連携を図りながら、生活に困っている方への貸付け等の支援に努めます。

- ・生活福祉資金等の相談及び貸付

- ・貸付事業にかかわる関係機関との連携

④ だれもが安心して集える地域での居場所づくり

様々な事情により、こどもたちの「孤食」や子育て世代の孤立化が進む中、地域住民が主体の運営による、だれもが安心して立ち寄れる居場所づくりに努めます。

- ・「足利流こども食堂」助成事業の支援

(5) 基本目標5：「いつでも相談ができ適切な情報が得られる仕組みづくりを進める」

① 社協だよりやホームページによる情報の発信

社協だよりやホームページを活用し、市社会福祉協議会の実施する出前福祉講座や事業のほか、地区社会福祉協議会で行っている地域での活動を紹介するとともに、福祉サービス等に関する情報の充実を図ります。

- ・社協だよりやホームページを活用した相談窓口情報の提供
- ・地区社会福祉協議会の活動内容についての情報提供
- ・出前福祉講座の内容についての情報提供

② 相談窓口の情報提供

社協だよりやホームページを活用し、福祉に関する相談窓口の情報発信に努めます。

- ・心配ごと相談、弁護士相談の開設

2 手話通訳者等及び要約筆記者等の派遣事業

聴覚障がい者のための意思疎通支援事業を実施し、福祉サービス利用者の支援に努めます。

- ・手話通訳者等及び要約筆記者等の派遣及び斡旋

3 介護保険事業等の実施（ケアプランセンターすまいる）

介護保険事業として、居宅介護支援事業を実施するとともに、介護予防として、介護予防支援事業等を継続して実施します。

- ・居宅介護支援事業
- ・介護予防支援事業
- ・足利市介護予防・日常生活支援総合事業

4 障害児通所支援事業の運営

(1) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 (なかよし)

障害福祉サービスの利用を希望する障がい児(乳幼児)やその保護者からの依頼を受け「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援(計画相談支援)を実施するほか、障がい児やその保護者等からの様々な相談を受け支援を行います。

(2) 足利市こども発達支援センター (ぼけっとクラブ)

発達障がい等のある乳幼児を対象に、機能訓練、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。また、療育相談を実施し、早期療育に努めます。

5 福祉施設等の経営

泗水学園、さわらごハイム足利、八幡こども館、にしこども館の4施設については、引き続き指定管理者としての経営にあたりるとともに、適正な管理運営に努めます。

また、わかば保育園、しんまち保育園等の設置経営施設についても、適正な福祉サービスの提供や管理運営に努めます。

(1) 児童養護施設 泗水学園 (定員50人)

保護者のいない児童、保護者の疾病、虐待、離婚等により家庭で養育することが、困難な児童を養護すること、また、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とします。

保育士や児童指導員が子ども達に寄り添いながら、規則正しい生活によって児童の心身の健全な発達を促進し、人間性豊かな健康で明るい人となるよう、集団的、個別的指導に努めています。特に、虐待を経験した児童に対しては児童相談所等との連携を図り、心理的ケアを実施しています。自立生活に必要な力が身につけていない児童については、22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができます。さらに、退所した児童に対しては社会的自立を支援するためにアフターケアの強化に引き続き努めます。

なお、泗水学園に対する改善勧告を受け、施設の指導體制を再検証するなど、施設運営の改善を図ってまいります。

また、足利市からの委託を受けて放課後児童健全育成事業(ながとろ児童クラブ)、子育てサロン、ショートステイ事業を継続実施します。

(2) 母子生活支援施設 さわらごハイム足利 (定員20世帯)

入所の母子の保護及び自立のための生活援助や児童の健全育成のため、生活相談、子育て支援、学習指導等の支援に努めます。

また、福祉事務所や児童相談所等関係機関と連携し、広域入所、緊急一時保護にも対応します。

(3) 八幡こども館・にしこども館

遊びや生活を通して、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応力を高め、情操を豊かにする等、児童の健全育成に努めます。

両こども館とも、地域における児童館として、一般利用対象事業や放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、子育て支援事業(就園前の親子が利用できるぴよぴよクラブ、ふれあいひろば)の実施、地域組織活動の支援に努めます。

(4) わかば保育園・しんまち保育園

ア わかば保育園 (認可定員120人)

広々とした園庭と、恵まれた環境の中でのびのびと活動し「おもいやりとたくましさ」が育つよう、一人ひとりを大切にされた保育に努めます。

イ しんまち保育園 (認可定員90人)

豊かな感性と創造力を大切にしながら「つよいからだとやさしい心」が育つようきめ細やかな保育に努めます。

両園とも保育目標を掲げ、一人ひとりを大切にされたきめ細やかな保育に努めるとともに乳児保育、延長保育事業、すこやか保育(障がい児)事業、地域活動事業を実施しています。更に子育て支援や園庭解放を行い、地域に開かれた保育園として努めます。なお、しんまち保育園においては一時預かり事業も実施しております。

(5) 足利市視覚障害者福祉ホーム

視覚障がい者のための生活訓練(歩行訓練・点字の読み書き)や技術指導等による自立支援を行うとともに、利用者同士の交流や社会参加の支援等に努めます。また、音訳ボランティア・点訳ボランティアの活動拠点として便宜を図ります。

(6) 足利市総合福祉センター

本会の本部を置くとともに、市や関係機関等と連携し、地域福祉の推進を目的とする福祉の拠点施設として、地域福祉活動、ボランティア、福祉相談事業、日常生活自立支援事業、介護保険事業等を実施します。また、福祉関係団体やボランティアグループ等への施設利用の便宜を図ります。

6. その他

(1) 栃木県共同募金会足利市支会事務局

- ・ 赤い羽根共同募金運動（10月～12月）
- ・ 赤い羽根期間拡大募金（1月～3月）
- ・ 歳末たすけあい募金運動（11月～12月）
- ・ 災害見舞金（弔慰金）の対応
- ・ 各地災害時の義援金の対応

(2) 日本赤十字社栃木県支部足利市地区事務局

- ・ 日赤活動資金募集（5月）
- ・ 災害救援物資の対応（毛布・布団・緊急セット）
- ・ 災害弔慰金の対応
- ・ 各地災害時の義援金、救援金の対応